

ストマ用装具を 申請される方へ

令和4年4月から、身体障害者手帳が交付されるまでの間に
ご自身で購入したストマ装具についても、須崎市から費用の
払い戻しを受けることができます。

○対象となる方

ぼうこう機能、直腸機能障害により身体障害者手帳の申請をした方

○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳 (手帳交付と同時に手続きする場合は不要です。)
- ・領収書 (原本)
- ・納品書 (お持ちであれば提出してください。)
- ・振込先口座がわかるもの
(ストマ用装具を申請されるご本人名義の通帳など)
- ・印鑑 (認印可)

○ 申請から払い戻しまでに1～2ヶ月ほどかかります。

○ 決定した際には、決定通知書を送付します。

※払い戻しの額は所得によって決定されます。

※払い戻しの額には、1か月ごとの上限があります。

※手帳が届いた後に申請するストマ用装具は対象外です。

(問い合わせ先)

須崎市 福祉事務所 障害福祉係

TEL : 0889 (42) 1207 【直通】

FAX : 0889 (42) 1190

Mail: fukusi2@city.susaki.lg.jp